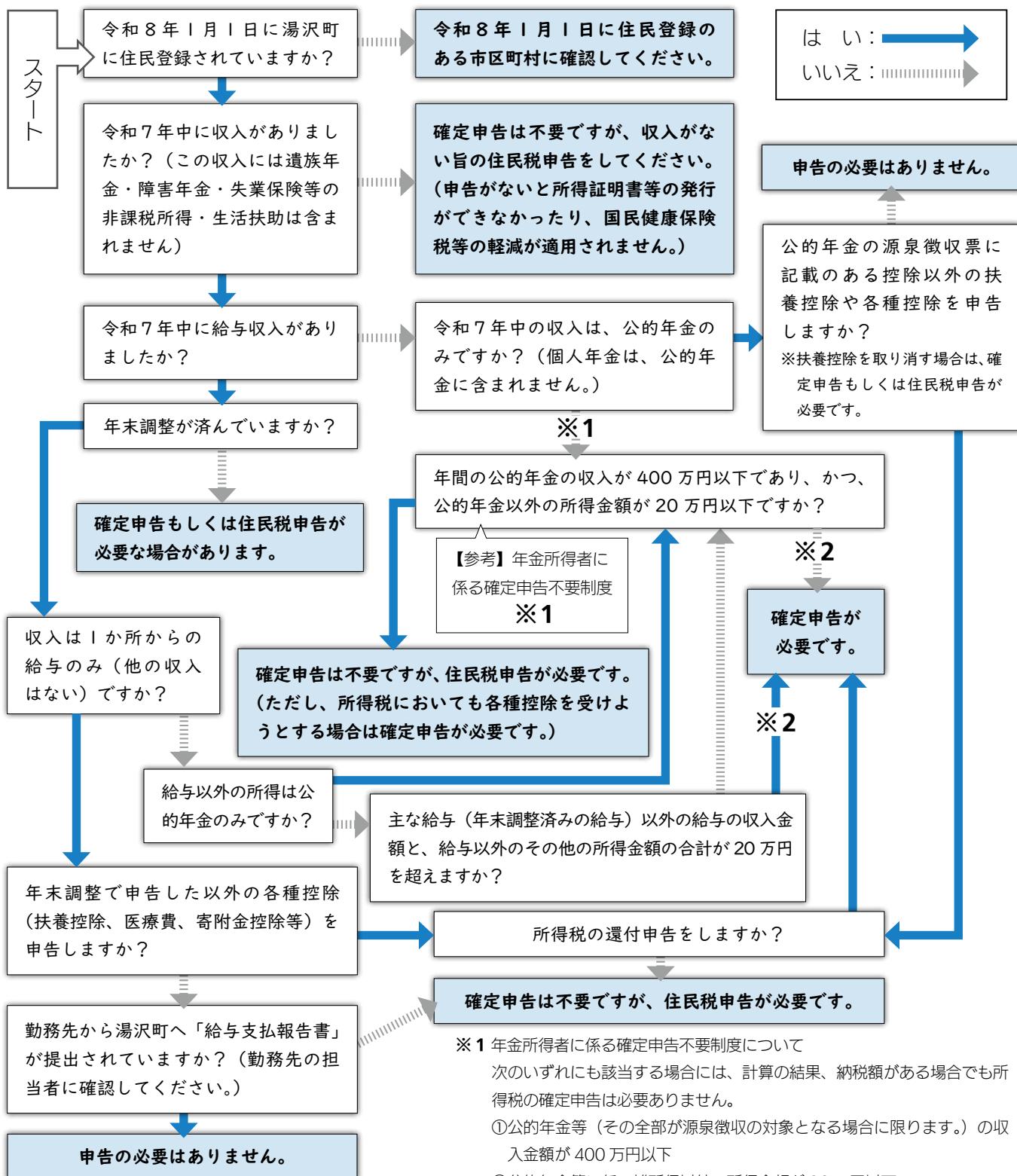


# 確定申告・住民税申告の申告判定表

- ・申告の必要有無、申告書の種類の判断にご活用ください。
- ・確定申告とは、所得税の申告のことです。
- ・住民税申告とは、町・県民税の申告のことです。確定申告をした場合には、住民税申告をする必要はありません。



◆この判定表は、個々のケースによっては当てはまらない場合もありますので、ご不明の場合はお問い合わせください。

問 湯沢町役場 税務課 ☎ 025-784-3452  
小千谷税務署 ☎ 0258-83-2090

※1 年金所得者に係る確定申告不要制度について

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも所得税の確定申告は必要ありません。

①公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限ります。）の収入金額が400万円以下

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

上記の場合でも、確定申告をすれば税金が戻る方は、還付申告を行うことにより税金が還付されます。

この制度により確定申告をしない場合でも、医療費控除、生命保険料控除、寄附金控除などの各種控除の適用を受けたい場合や、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるときは、住民税申告をしてください。

※2 事業所得等がある場合は、各種の所得の合計額から所得控除を差し引き、残額がある場合（納税すべき所得税がある場合）には、確定申告が必要です。